

新居浜市医師会 介護保険事業のご案内



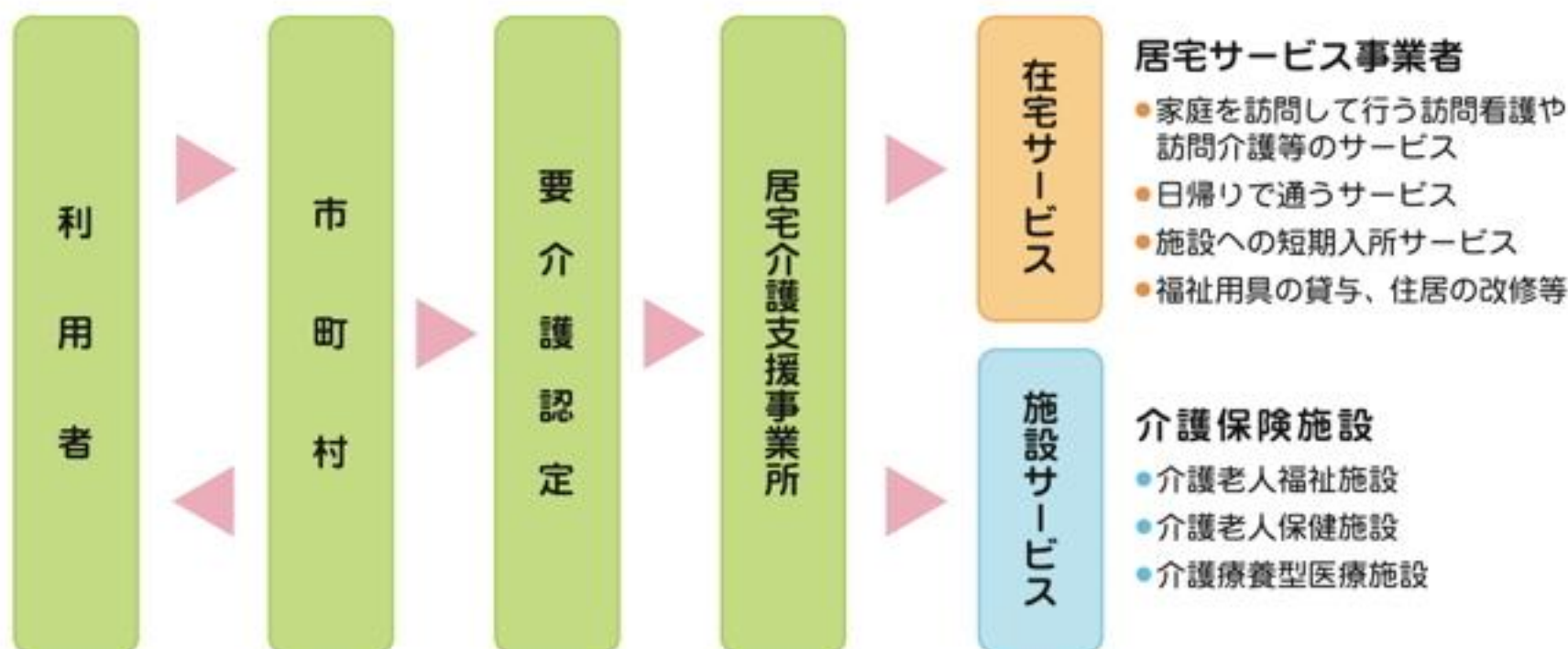
新居浜市医師会

指定居宅介護支援事業所 新居浜市医師会
〒792-0811 新居浜市庄内町4丁目7番54号
TEL(0897)34-5675 FAX(0897)32-5857

訪問看護ステーション医師会
〒792-0811 新居浜市庄内町4丁目7番54号
TEL(0897)33-7951 FAX(0897)33-7952

ヘルパーステーション医師会
〒792-0811 新居浜市庄内町4丁目7番54号
TEL(0897)33-4106 FAX(0897)33-7952

介護サービスを受けるまで



認定結果の通知



訪問看護



こんなお手伝いをします

訪問看護の内容 医師の指示によりご家庭で、ご希望に沿った看護を計画・実施し、また介護の指導を行います。



病状の観察



からだの清潔援助（清拭・洗髪）



床ずれの予防、手当



食事、排便の介助



寝具の交換



家庭での簡単なリハビリ、
作業療法のお世話

その他にもこのような
サービスが受けられます

- 医療器具の管理の仕方、取扱のお世話
- 福祉、介護用品の相談、お世話
- 療養、介護の相談
- 家族への支援
- 点滴注射

居 宅 介 護 支 援



自宅で介護に困っている、介護保険を利用したい、介護保険の認定を受けたいけれども
どういうサービスがあるかわからないなど介護保険についての相談を受け付けています。
お電話をいただければ日時を相談の上お伺いします。まずはお気軽にお電話下さい。

こんなお手伝いをします

- | | |
|-------------|--|
| 要介護認定の代行 | 介護認定の申請及び更新などの手続きを代行します。 |
| ケアプランの作成 | 在宅での生活を自立して行えるよう、本人の心身状態に応じた適切なサービス計画を作成します。 |
| サービス実施状況の管理 | ご利用の在宅サービス事業者（訪問介護・デイサービス等）との連絡調整を行います。 |

事業内容

営業日 月・火・水・木・金・土

営業時間 平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00
(電話等により24時間連絡体制が可能です。)

料 金 指定居宅介護支援を提供した場合の自己負担はありません。
(居宅介護支援利用料が介護保険から全額給付されます)

連絡先 住所 新居浜市庄内町4丁目7番54号
電話 34-5675 FAX 32-5857

訪 問 介 護

こんなお手伝いをします

生活援助中心

ご家庭に訪問し、調理・洗濯・掃除などの生活の援助をします。
(調理・洗濯・掃除・買い物・関係機関との連絡等、その他必要な家事)

身体介護中心

ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。
(食事介助・排泄介護・入浴介助・移動介助・着替え・清拭・通院・外出介助 その他必要な身体介護)

事業内容

営業日

月・火・水・木・金・土

営業時間

平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00
(電話等により24時間連絡体制が可能です。)

料 金

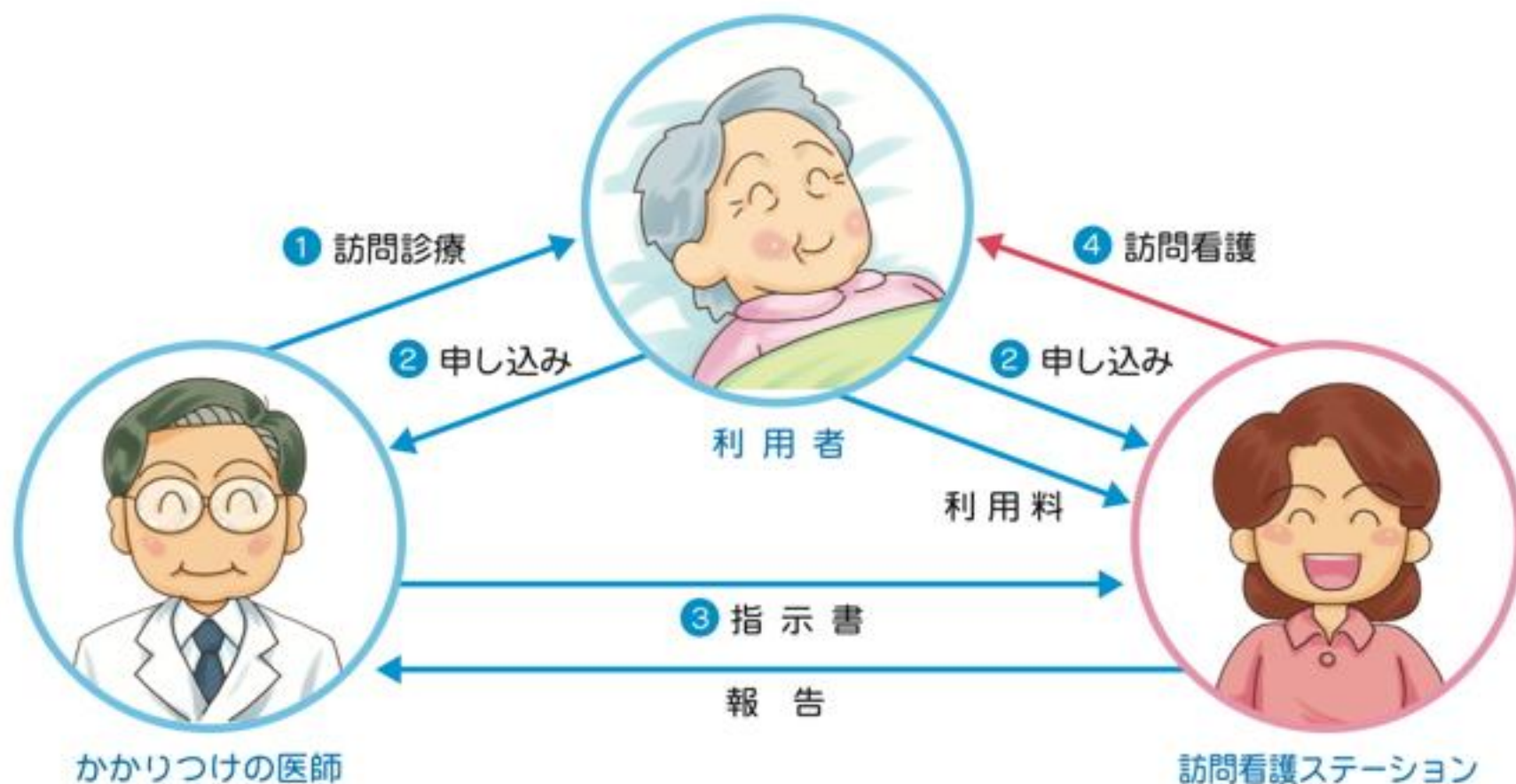
利用料負担は原則としてサービス費用の1割です。

連 絡 先

住所 新居浜市庄内町4丁目7番54号
電話 33-4106 FAX 33-7952



訪問看護ステーションのしくみ



介護保険・医療保険の どちらでも利用できます。

訪問看護を必要とする方の状況に応じて、介護保険又は医療保険で対応できます。

24時間の 連絡体制があります。

状態の変化や病状の悪化、緊急の処置等24時間連絡がとれます。利用者の同意を得て、居宅サービス計画に組み込むと、尚安心して療養生活が出来ます。

介護保険利用者の方も 病状悪化の場合、医療保険 を利用することができます。

居宅サービス計画で定期的に訪問していても急に病状悪化や不安が生じた場合は医師の特別指示書に基づき、14日間以内であれば医療保険で毎日訪問看護を利用できます。

事業内容

営業日 月・火・水・木・金・土

営業時間 平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00
(電話等により24時間連絡体制が可能です。)

料金 利用料負担は原則としてサービス費用の1割です。

連絡先 住所 新居浜市庄内町4丁目7番54号
電話 33-4106 FAX 33-7952